

江別市分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

令和7年6月

江別市分別収集計画

令和 7 年 6 月 1 日

1 計画策定の意義

豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を循環利用するなど、環境への負荷を低減していくことが重要である。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行し、これまで以上にごみの減量に向けた効果的な施策を講じることが必要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の排出抑制（リデュース）及び再使用（リユース）の 2 R を優先的に取り組むとともに、再生利用 3 R（リサイクル）を加えた 3 R を推進し、最終処分量の削減を図る目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにして、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用及び循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 市民にとって、健康で快適な生活環境の創造のため「環境教育」の充実を図る。
- ・ 容器包装廃棄物の 3 R を基本とした地域社会づくりを進める。
- ・ 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を進める。

3 計画期間

本計画は、令和 8 年 4 月から 5 年間を計画期間とし、3 年毎に見直すものとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイのみ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	8,480 t	8,414 t	8,348 t	8,282 t	8,216 t
製品プラスチック	523 t	519 t	515 t	510 t	506 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場をはじめ、各種イベントや見学会、懇談会などあらゆる機会を活用して、市民や事業者に廃棄物処理の現況、将来展望等の情報を提供し、廃棄物について認識を深めてもらうとともに、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・ ライフスタイルの見直し

賢い消費者として不要品、使い捨て商品の購入を控えて、ものを長く大切に使う生活習慣の確立等、ライフスタイルを見直し、リターナブル容器、再生資源を原料として利用した製品の積極的な利用・販売を促進する。

- ・ 発生抑制の推進

市民団体、資源回収業者への奨励金交付、広報・啓発等により市民の自主的な資源回収活動を支援するとともに、生ごみの堆肥化等の活動を奨励しごみ排出を抑制する。また、小売店・販売店、関係団体等と連携し、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参徹底等の普及啓発活動による小売包装の抑制を図る。

- ・ 使用済みペットボトルの水平リサイクル

令和7年度から使用済みペットボトルをペットボトルに再生する水平リサイクルの取り組みを進め、二酸化炭素の削減及び市民の資源化に対する意識の醸成を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、本市の資源物中間処理施設等の状況を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器	缶						
主としてアルミ製の容器							
主として <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌</td><td style="border: none;">無色のガラス製容器</td></tr> <tr> <td style="border: none;">├</td><td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td></tr> <tr> <td style="border: none;">└</td><td style="border: none;">その他のガラス製容器</td></tr> </table> ガラス製の容器	┌	無色のガラス製容器	├	茶色のガラス製容器	└	その他のガラス製容器	ガラスびん
┌	無色のガラス製容器						
├	茶色のガラス製容器						
└	その他のガラス製容器						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器	段ボール						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記。）						
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの							

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

種 類	8 年度		9 年度		1 0 年度		1 1 年度		1 2 年度	
主としてスチール製の容器	121t		120 t		119t		118t		118t	
主としてアルミ製の容器	153t		152t		150t		149t		148t	
無色のガラス製容器	(合計) 356t		(合計) 353t		(合計) 350t		(合計) 348t		(合計) 345t	
	(引渡額) 230t	(独自処理額) 126t	(引渡額) 228t	(独自処理額) 125t	(引渡額) 226t	(独自処理額) 124t	(引渡額) 224t	(独自処理額) 124t	(引渡額) 223t	(独自処理額) 122t
茶色のガラス製容器	(合計) 299t		(合計) 296t		(合計) 294t		(合計) 292t		(合計) 290t	
	(引渡額) 190t	(独自処理額) 109t	(引渡額) 189t	(独自処理額) 107t	(引渡額) 187t	(独自処理額) 107t	(引渡額) 186t	(独自処理額) 106t	(引渡額) 185t	(独自処理額) 105t
その他のガラス製容器	(合計) 204t		(合計) 203t		(合計) 201t		(合計) 199t		(合計) 198t	
	(引渡額) 131t	(独自処理額) 73t	(引渡額) 130t	(独自処理額) 73t	(引渡額) 129t	(独自処理額) 72t	(引渡額) 128t	(独自処理額) 71t	(引渡額) 127t	(独自処理額) 71t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	41t		40t		40t		39t		39t	
主として段ボール製の容器	1, 011t		1, 003t		995t		987t		979t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 9t		(合計) 9t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 9t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 9t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 9t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 9t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 9t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 325t		(合計) 323t		(合計) 320t		(合計) 318t		(合計) 315t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 325t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 323t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 320t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 318t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 315t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t
	(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t
(うち白色トレイ)	(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t		(合計) 8t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 8t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
116,470人 (対前年度比) 98.62%	115,560人 (対前年度比) 97.85%	114,650人 (対前年度比) 97.08%	113,740人 (対前年度比) 96.31%	112,840人 (対前年度比) 95.55%

※人口推計は、「第7次江別市総合計画」に基づき推計した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる缶類、びん類、紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が積極的に資源化を実施することとし、市はその活動を支援するものとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	市による定期収集	市
	アルミ製容器		市民団体による集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	市による定期回収	市
	茶色のガラス製容器		市民団体による集団回収	民間業者及び市
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
	段ボール	段ボール	市民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	市民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	市による定期回収	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
	製品プラスチック	製品プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶類、びん類、ペットボトル、紙パック、白色トレイについては、本市のリサイクルセンターで適正な中間処理（選別、圧縮、保管等）を実施しており、本計画期間中に新たに施設を整備する必要はない。段ボール、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装については、分別基準・ガイドライン・リサイクルシステムの構築度等を見据えながら、収集区分、機器の設置等を検討する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の 区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	多室型分別収集車	リサイクルセンタ ー（選別・圧縮施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容 器	ガラスびん	袋	多室型分別収集車 平ボディ車	リサイクルセンタ ー（選別・圧縮施設）
茶色のガラス製容 器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙パック	袋又は縛る	多室型分別収集車	リサイクルセンタ ー（選別・圧縮施設）
段ボール	段ボール	袋又は縛る	平ボディ車	民間処理施設（選 別・圧縮施設）
その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	袋又は縛る	平ボディ車	民間処理施設（選 別・圧縮施設）
ペットボトル	ペットボトル	袋	多室型分別収集車	リサイクルセンタ ー（選別・圧縮施設）
その他のプラスチ ック製容器包装	白色トレイ	袋	多室型分別収集車	リサイクルセンタ ー（選別・圧縮施設）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

令和6年度を初年度とする第7次江別市総合計画及び令和3年3月策定の一般廃棄物処理基本計画に基づくほか、令和8年3月策定予定の一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを踏まえ、一般廃棄物の排出抑制、減量化施策の一環として本計画を実施していくものとする。

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、学識経験者からなる廃棄物減量等推進審議会において、幅広い意見を求め実施後の社会経済の変化にも対応できるように努める。
- ・ 自治会等市民団体による自主的活動である集団回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を継続する。
- ・ 堆肥化容器を利用して市民が自家処理する生ごみ堆肥化を奨励し普及を推進する。
- ・ 家庭教育、学校教育、地域教育（生涯学習）に係る環境教育について、積極的に情報を提供し、意識の啓発に努める。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。